

11 参考

(1) 選挙人名簿登録者数・世帯数及び人口

区 名 区 分		川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
		世 帯 数 (R7.10.1現在)	130,528	85,515	143,561	120,770	108,440	123,974	83,551
人 口 (R7.10.1現在)	男	125,677	88,748	136,235	117,017	113,362	116,667	86,649	784,355
	女	107,168	86,785	133,361	119,451	121,686	112,389	93,364	774,204
	計	232,845	175,533	269,596	236,468	235,048	229,056	180,013	1,558,559
選挙人名簿 登録者数 (R7.10.16現在)	男	103,867	72,928	111,366	97,034	93,816	94,893	71,217	645,121
	女	85,571	70,441	110,269	98,038	100,331	92,415	77,766	634,831
	計	189,438	143,369	221,635	195,072	194,147	187,308	148,983	1,279,952
人口に対する 選挙人名簿登 録者数の比率 (%)	男	82.67	82.17	81.75	82.92	82.76	81.34	82.19	82.25
	女	79.83	81.17	82.68	82.07	82.45	82.23	83.29	81.99
	計	81.36	81.68	82.21	82.49	82.60	81.77	82.76	82.12

(2) 期日前投票者数日計累計表 他

ア 川崎市長選挙

	月 日	10月13日(月)			10月14日(火)			10月15日(水)			10月16日(木)			10月17日(金)		
	期日前投票所	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
日 計 表	川崎区役所	71	59	130	54	52	106	65	48	113	40	49	89	53	62	115
	大師支所	55	26	81	16	16	32	12	10	22	18	11	29	20	21	41
	田島支所	30	13	43	16	11	27	12	17	29	15	8	23	11	15	26
	幸区役所	366	293	659	190	196	386	197	195	392	181	210	391	191	257	448
	日吉出張所	214	177	391	82	85	167	68	86	154	68	67	135	105	114	219
	中原区役所	612	514	1,126	317	358	675	310	326	636	239	318	557	398	523	921
	国際交流センター	322	268	590	100	99	199	93	83	176	83	94	177	149	158	307
	高津区役所	488	403	891	282	314	596	268	329	597	255	337	592	350	473	823
	橘出張所	218	170	388	92	87	179	81	81	162	81	87	168	126	148	274
	宮前区役所	497	442	939	242	306	548	232	277	509	254	271	525	297	370	667
	向丘出張所	155	138	293	102	113	215	120	129	249	90	97	187	110	167	277
	多摩区役所	542	432	974	290	334	624	305	321	626	256	301	557	404	446	850
	生田出張所	148	123	271	111	105	216	107	122	229	96	120	216	138	166	304
	麻生区役所	530	483	1,013	376	433	809	415	536	951	348	482	830	458	656	1,114
	柿生分庁舎	91	80	171	57	65	122	61	61	122	49	54	103	81	65	146
	市 計	4,339	3,621	7,960	2,327	2,574	4,901	2,346	2,621	4,967	2,073	2,506	4,579	2,891	3,641	6,532
累 計 表	川崎区役所	71	59	130	125	111	236	190	159	349	230	208	438	283	270	553
	大師支所	55	26	81	71	42	113	83	52	135	101	63	164	121	84	205
	田島支所	30	13	43	46	24	70	58	41	99	73	49	122	84	64	148
	幸区役所	366	293	659	556	489	1,045	753	684	1,437	934	894	1,828	1,125	1,151	2,276
	日吉出張所	214	177	391	296	262	558	364	348	712	432	415	847	537	529	1,066
	中原区役所	612	514	1,126	929	872	1,801	1,239	1,198	2,437	1,478	1,516	2,994	1,876	2,039	3,915
	国際交流センター	322	268	590	422	367	789	515	450	965	598	544	1,142	747	702	1,449
	高津区役所	488	403	891	770	717	1,487	1,038	1,046	2,084	1,293	1,383	2,676	1,643	1,856	3,499
	橘出張所	218	170	388	310	257	567	391	338	729	472	425	897	598	573	1,171
	宮前区役所	497	442	939	739	748	1,487	971	1,025	1,996	1,225	1,296	2,521	1,522	1,666	3,188
	向丘出張所	155	138	293	257	251	508	377	380	757	467	477	944	577	644	1,221
	多摩区役所	542	432	974	832	766	1,598	1,137	1,087	2,224	1,393	1,388	2,781	1,797	1,834	3,631
	生田出張所	148	123	271	259	228	487	366	350	716	462	470	932	600	636	1,236
	麻生区役所	530	483	1,013	906	916	1,822	1,321	1,452	2,773	1,669	1,934	3,603	2,127	2,590	4,717
	柿生分庁舎	91	80	171	148	145	293	209	206	415	258	260	518	339	325	664
	市 計	4,339	3,621	7,960	6,666	6,195	12,861	9,012	8,816	17,828	11,085	11,322	22,407	13,976	14,963	28,939

10月18日(土)			10月19日(日)			10月20日(月)			10月21日(火)			10月22日(水)			10月23日(木)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
597	498	1,095	511	458	969	422	452	874	426	501	927	292	367	659	617	739	1,356
277	246	523	274	233	507	225	220	445	236	278	514	118	130	248	360	392	752
142	127	269	168	140	308	139	112	251	112	140	252	85	91	176	227	267	494
476	518	994	487	431	918	295	363	658	343	399	742	259	305	564	478	606	1,084
256	254	510	355	330	685	140	166	306	161	215	376	148	150	298	234	322	556
705	691	1,396	756	684	1,440	488	622	1,110	559	837	1,396	474	650	1,124	771	1,086	1,857
315	314	629	401	361	762	174	221	395	190	244	434	145	162	307	295	427	722
562	602	1,164	581	545	1,126	485	620	1,105	490	662	1,152	437	531	968	656	925	1,581
239	221	460	263	264	527	162	178	340	196	244	440	159	169	328	294	351	645
566	558	1,124	671	628	1,299	405	499	904	493	706	1,199	416	572	988	655	823	1,478
156	168	324	217	243	460	172	190	362	186	238	424	172	197	369	271	365	636
613	617	1,230	798	688	1,486	469	563	1,032	531	718	1,249	466	569	1,035	714	890	1,604
197	227	424	203	204	407	150	229	379	186	238	424	141	202	343	266	354	620
670	716	1,386	666	732	1,398	561	790	1,351	663	922	1,585	538	776	1,314	769	1,179	1,948
147	139	286	153	138	291	118	100	218	103	143	246	77	107	184	171	192	363
5,918	5,896	11,814	6,504	6,079	12,583	4,405	5,325	9,730	4,875	6,485	11,360	3,927	4,978	8,905	6,778	8,918	15,696
880	768	1,648	1,391	1,226	2,617	1,813	1,678	3,491	2,239	2,179	4,418	2,531	2,546	5,077	3,148	3,285	6,433
398	330	728	672	563	1,235	897	783	1,680	1,133	1,061	2,194	1,251	1,191	2,442	1,611	1,583	3,194
226	191	417	394	331	725	533	443	976	645	583	1,228	730	674	1,404	957	941	1,898
1,601	1,669	3,270	2,088	2,100	4,188	2,383	2,463	4,846	2,726	2,862	5,588	2,985	3,167	6,152	3,463	3,773	7,236
793	783	1,576	1,148	1,113	2,261	1,288	1,279	2,567	1,449	1,494	2,943	1,597	1,644	3,241	1,831	1,966	3,797
2,581	2,730	5,311	3,337	3,414	6,751	3,825	4,036	7,861	4,384	4,873	9,257	4,858	5,523	10,381	5,629	6,609	12,238
1,062	1,016	2,078	1,463	1,377	2,840	1,637	1,598	3,235	1,827	1,842	3,669	1,972	2,004	3,976	2,267	2,431	4,698
2,205	2,458	4,663	2,786	3,003	5,789	3,271	3,623	6,894	3,761	4,285	8,046	4,198	4,816	9,014	4,854	5,741	10,595
837	794	1,631	1,100	1,058	2,158	1,262	1,236	2,498	1,458	1,480	2,938	1,617	1,649	3,266	1,911	2,000	3,911
2,088	2,224	4,312	2,759	2,852	5,611	3,164	3,351	6,515	3,657	4,057	7,714	4,073	4,629	8,702	4,728	5,452	10,180
733	812	1,545	950	1,055	2,005	1,122	1,245	2,367	1,308	1,483	2,791	1,480	1,680	3,160	1,751	2,045	3,796
2,410	2,451	4,861	3,208	3,139	6,347	3,677	3,702	7,379	4,208	4,420	8,628	4,674	4,989	9,663	5,388	5,879	11,267
797	863	1,660	1,000	1,067	2,067	1,150	1,296	2,446	1,336	1,534	2,870	1,477	1,736	3,213	1,743	2,090	3,833
2,797	3,306	6,103	3,463	4,038	7,501	4,024	4,828	8,852	4,687	5,750	10,437	5,225	6,526	11,751	5,994	7,705	13,699
486	464	950	639	602	1,241	757	702	1,459	860	845	1,705	937	952	1,889	1,108	1,144	2,252
19,894	20,859	40,753	26,398	26,938	53,336	30,803	32,263	63,066	35,678	38,748	74,426	39,605	43,726	83,331	46,383	52,644	99,027

イ 川崎市議会議員川崎市選挙区補欠選挙

日計表	月日	10月18日(土)			10月19日(日)			10月20日(月)			10月21日(火)			10月22日(水)		
	期日前投票所	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	川崎区役所	623	511	1,134	521	462	983	440	461	901	438	514	952	297	373	670
	大師支所	284	249	533	279	234	513	233	222	455	240	282	522	119	130	249
	田島支所	151	127	278	174	142	316	140	115	255	114	141	255	87	96	183
	川崎区計	1,058	887	1,945	974	838	1,812	813	798	1,611	792	937	1,729	503	599	1,102
累計表	川崎区役所	623	511	1,134	1,144	973	2,117	1,584	1,434	3,018	2,022	1,948	3,970	2,319	2,321	4,640
	大師支所	284	249	533	563	483	1,046	796	705	1,501	1,036	987	2,023	1,155	1,117	2,272
	田島支所	151	127	278	325	269	594	465	384	849	579	525	1,104	666	621	1,287
	川崎区計	1,058	887	1,945	2,032	1,725	3,757	2,845	2,523	5,368	3,637	3,460	7,097	4,140	4,059	8,199

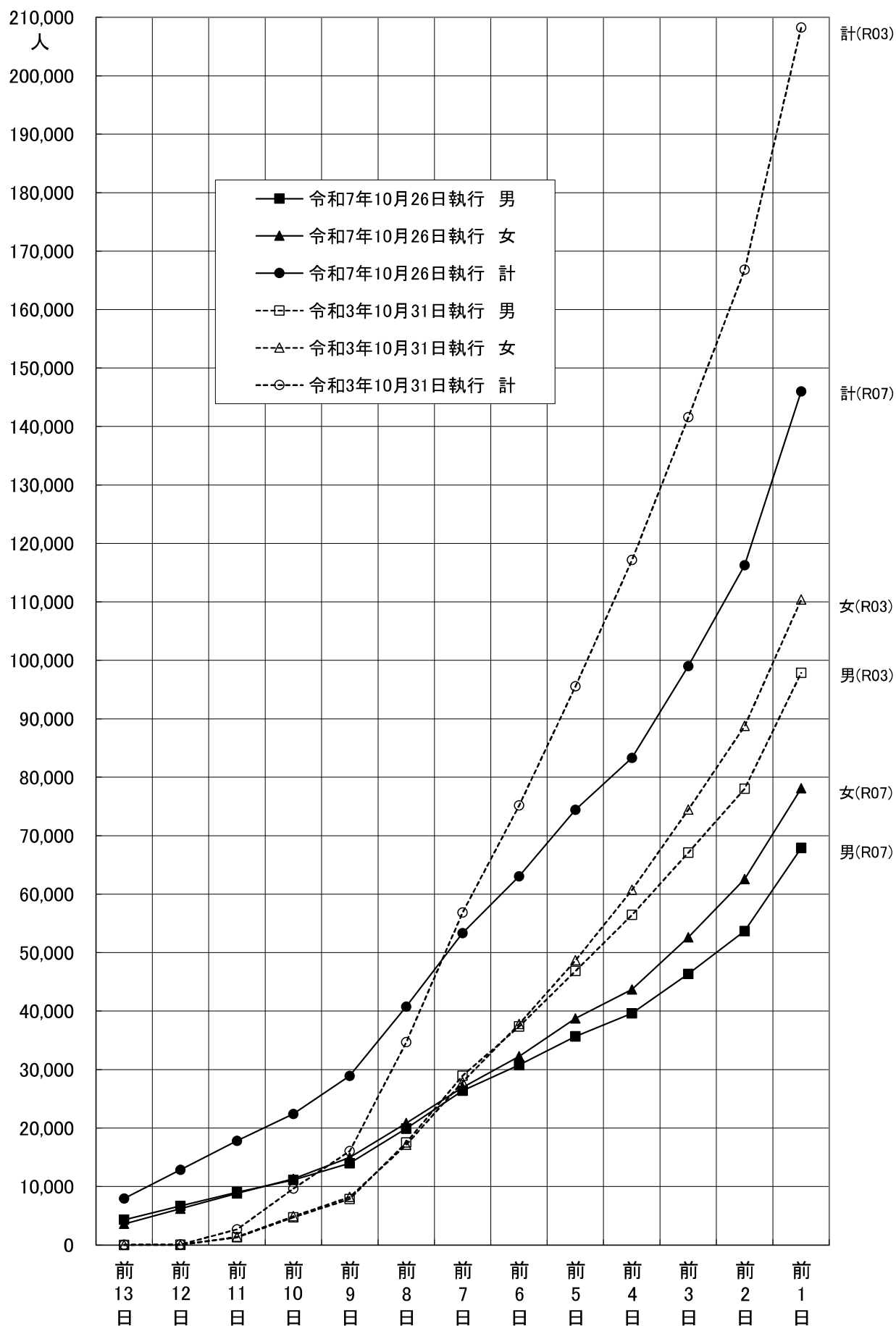
日計表	月日	10月23日(木)			10月24日(金)			10月25日(土)		
	期日前投票所	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	川崎区役所	624	755	1,379	663	771	1,434	1,148	1,152	2,300
	大師支所	362	396	758	373	400	773	676	686	1,362
	田島支所	229	269	498	199	220	419	365	413	778
	川崎区計	1,215	1,420	2,635	1,235	1,391	2,626	2,189	2,251	4,440
累計表	川崎区役所	2,943	3,076	6,019	3,606	3,847	7,453	4,754	4,999	9,753
	大師支所	1,517	1,513	3,030	1,890	1,913	3,803	2,566	2,599	5,165
	田島支所	895	890	1,785	1,094	1,110	2,204	1,459	1,523	2,982
	川崎区計	5,355	5,479	10,834	6,590	6,870	13,460	8,779	9,121	17,900

不在者投票者数

	不在者投票者数
川崎区	282(1)

※()内は、選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者が区役所等で行った数で、内数です。

(3) 男女別期日前投票者数の推移(川崎市長選挙)



(4) 第 21 回川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の概要

(注) 法＝公職選挙法 令＝公職選挙法施行令 規則＝公職選挙法施行規則
 (例：法 143①Ⅲ・・・公職選挙法第 143 条第 1 項第 3 号)

項 目	川 崎 市 長 選 挙	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
1 基本的事項		
(1) 選挙管理機関	市選挙管理委員会 (法 5、269、令 141 の 2)	
(2) 改選定数等	定数 1 人 (自治法 139②)	欠員数 1 人 (法 113③)
(3) 選挙権	日本国民で年齢満 18 年以上の者で、引き続き 3 か月以上川崎市の区域内に住所を有する者 (法 9②)(自治法 18) ただし、選挙権行使のためには、選挙人名簿登録が要件 (法 42①)	
(4) 被選挙権	日本国民で年齢満 25 年以上の者 (住所要件なし) (法 10①Ⅵ)	川崎市議会議員の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上の者 (法 10①Ⅴ)
(5) 選挙区	川崎市の区域 (法 12③)	川崎区選挙区 (法 12④、15⑥)
(6) 投票区	川崎区 29 幸区 19 中原区 27 高津区 23 宮前区 23 多摩区 24 麻生区 19 164 投票区 (法 17②)	川崎区 29 投票区 (法 17②)
(7) 開票区	7 開票区(各区 1 開票区) (法 18①)	川崎区 1 開票区 (法 18①)
(8) 選挙人名簿登録者数等	① 令和 7 年 10 月 11 日現在 川崎区 189,441 幸区 143,369 中原区 221,635 高津区 195,072 宮前区 194,147 多摩区 187,308 麻生区 148,983 川崎市 1,279,955 ② 選挙時登録 * 基準日 年齢 10 月 26 日 住所 10 月 11 日 * 登録日 10 月 11 日 ③ 被登録要件 * 年齢要件 平成 19 年 10 月 27 日以前に出生 * 住所要件 ア 令和 7 年 7 月 11 日以前に川崎市に転入届をし、引き続き 10 月 11 日現在市内のいずれかの区に住民登録があり、かつ在住していること。 イ アのほか、引き続き 3 箇月以上住民登録され、かつ、転出後 4 箇月を経過していないこと (法 21①②、22③)	① 令和 7 年 10 月 16 日現在 川崎区 189,438 ② 選挙時登録 * 基準日 年齢 10 月 26 日 住所 10 月 16 日 * 登録日 10 月 16 日 ③ 被登録要件 * 年齢要件 平成 19 年 10 月 27 日以前に出生 * 住所要件 ア 令和 7 年 7 月 16 日以前に川崎市に転入届をし、引き続き 10 月 16 日現在川崎区に住民登録があり、かつ在住していること。 イ アのほか、引き続き 3 箇月以上川崎市で住民登録され、かつ、川崎区から転出後 4 か月を経過していないこと (法 21①②、22③)
(9) 任期満了日	令和 7 年 11 月 18 日 (法 259)	令和 9 年 5 月 2 日 (法 258)

項 目	川 崎 市 長 選 挙	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
(10) 選挙期日	任期満了の日前 30 日以内の日に行う。 (法 33①)	市長選挙と同時に行う。 (法 113③④)
(11) 選挙期日の告示	少なくとも 14 日前 (選挙期日=10 月 26 日、告示日 10 月 12 日) (法 33⑤Ⅱ)	少なくとも 9 日前 (選挙期日=10 月 26 日、告示日 10 月 17 日) (法 113④、34⑥Ⅲ)
(12) 立候補期間	告示日のみ(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで) (法 86 の 4①②、270)	
(13) 立候補の方法	候補者となろうとする者又はその推薦人が郵便等によることなく文書で選挙長に届け出る。 (法 86 の 4①②)	
(14) 投票方法	投票所において、投票用紙(白色地に黒字印刷)に候補者 1 人の氏名を自書して投票箱に入れる。 (法 46①)	投票所において、投票用紙(クリーム色地に黒字印刷)に候補者 1 人の氏名を自書して投票箱に入れる。 (法 46①)
(15) 期日前投票期間	告示日の翌日(10 月 13 日)から選挙期日の前日(10 月 25 日)まで、名簿登録地の期日前投票所において行う。 (法 48 の 2、法 48 の 2⑥読替法 39)	告示日の翌日(10 月 18 日)から選挙期日の前日(10 月 25 日)まで、名簿登録地の期日前投票所において行う。 (法 48 の 2、法 48 の 2⑥読替法 39)
(16) 不在者投票期間	告示日の翌日(10 月 13 日)から選挙期日の前日(10 月 25 日)まで。 (法 49、令 56～59 の 4) ただし、投票用紙等の交付請求は、告示日前から可能(郵便等投票のための請求は、選挙期日前 4 日まで)	告示日の翌日(10 月 18 日)から選挙期日の前日(10 月 25 日)まで (法 49、令 56～59 の 4) (令 59 の 4①、郵便等投票特例法 3)
(17) 当選人決定方法	有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、法定得票数に達しない者を除く。 (法 95①Ⅳ)	有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、法定得票数に達しない者を除く。 (法 95①Ⅲ)
(18) 供 託 金	2 4 0 万円 (法 92①Ⅵ) (現金又はこれに相当する額面の国債証書)	5 0 万円 (法 92①Ⅴ)
(19) 供託金の没収	有効投票総数×1 / 10 に達しない者 (法 93①Ⅳ)	有効投票総数 / 川崎区定数(9) × 1 / 10 に達しない者 (法 93①Ⅲ)
(20) 法定得票数	有効投票総数×1 / 4 以上 (法 95①Ⅳ)	有効投票総数 / 川崎区定数(9) × 1 / 4 以上 (法 95①Ⅲ)
2 選挙運動		
(1) 選挙事務所	1 箇所(1 日につき 1 回を超えて移動できない。) (法 131①Ⅴ②)	
(2) 自動車・船舶	1 台(1 隻)(供託金没収者を除き費用公費負担) (法 141①Ⅰ⑧)	
(3) 拡 声 機	1 そろい(携帯用のものを含む。) ただし、個人演説会の開催中は、その会場において別に 1 そろい使用できる。 (法 141①Ⅰ)	
(4) 選挙運動用通常葉書	35,000 枚(郵送料無料) (法 142①Ⅴ⑤)	4,000 枚(郵送料無料) (法 142①Ⅴ⑤)
(5) 選挙運動用ピラ	2 種類以内 70,000 枚以内 29.7cm×21cm 以内(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法 142①Ⅴ⑧⑩、市公費負担条例)	
(6) 選挙運動用ポスター	42cm×30cm 以内(タブロイド型)のものをポスター掲示場ごとに 1 枚のみ掲示できる。(供託金没収者を除き作成の費用公費負担)。 (法 143①Ⅴ④⑫、144④、144 の 2⑧、市ポス掲条例、市公費負担条例)	

項 目	川 崎 市 長 選 挙	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
(7) ポスター掲示場	(令和7年6月2日現在) 川崎区 228 幸 区 152 中原区 221 高津区 188 宮前区 189 多摩区 194 麻生区 153 川崎市 1,325箇所 (法144の2⑧⑩、令111①②)	(令和7年6月2日現在) 川崎区 228箇所 (法144の2⑧⑩、令111①②)
(8) 個人演説会	回数制限なし。公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) (法161、163、164)	
(9) 街頭演説	(標旗)1流。交付された標旗を掲げ、その場にとどまて行く。 (法164の5①I②③) (時間)午前8時から午後8時まで (法164の6①)	
(10) 乗車・乗船章	4 枚	(法141の2)
(11) 選挙運動員章	1 1 枚	(法164の7)
(12) 新聞広告	2 回 (有料) 1回あたり横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	
(13) 選挙公報	写真掲載 告示日に掲載申請(選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布) (法172の2、市公報条例)	
(14) インターネット	① ウェブサイト等によるもの(電子メールアドレス等連絡先の表示義務) ② 電子メールによるもの(候補者、確認団体に限る) (法142の3、144の4)	
(15) 候補者の氏名等 掲示	① 投票所における掲示 ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじにより掲載順序を定めて掲示 (法175①③) ② 期日前投票所及び区選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票記載場所における掲示(告示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 投票記載台に候補者の氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじにより掲載順序を定めて掲示 (法175②⑤)	
(16) 選挙運動費用の 支出制限額	選挙人名簿登録者数×7円+1,450万円 (法194、令127①)	選挙人名簿登録者数/川崎区定数(9人) ×149円+370万円 (法194、令127①)
(17) 報酬を支給する ことができる事務 員、車上運動員、 手話通訳者及び 要約筆記者の数	立候補の届出があった日から選挙期日の前日までの間で、あらかじめ届出をした者 1候補につき1日34人、ただし、異なる者の使用人数は、通算して170人 以内 (法197の2②⑤、令129③⑧)	1候補につき1日12人、ただし、異なる者の使用人数は、通算して60人 以内 (法197の2②⑤、令129③⑧)
(18) 後援団体等の寄 附禁止期間	後援団体からの選挙区内の者への寄附は、一部例外を除き、時期のいかんを問わず 禁止される。候補者の自分の後援団体(資金管理団体の場合を除く)への寄附は、 任期満了の前日90日に当たる日から 10月26日(選挙期日)まで禁止 (法199の5①②③④Ⅲ)	市選挙管理委員会が選挙事由発生の告 示をした日の翌日から選挙の期日まで禁 止 (法199の5①②③④Ⅵ)
(19) 候補者等の政治 活動用ポスター 掲示の禁止	候補者及び後援団体の政治活動用ポ スターの掲示は5月18日(任期満了の日の6 月前)から選挙の期日まで禁止される。 (法143⑩⑨Ⅲ)	市選挙管理委員会が選挙事由発生の告 示をした日の翌日から選挙の期日まで禁 止される。 (法143⑩⑨Ⅵ)
(20) 政党等の政治活 動用ポスター掲 示の禁止	候補者の氏名又は氏名類推事項が記載された政党等の政治活動用ポスターにつ いては、告示日に撤去しなければならない。 (法201の14①)	

項 目	川 崎 市 長 選 挙	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
3 政治活動		
(1) 確認団体の要件	所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体であること。 (法 201 の 9①)	所属候補者を有する政党、その他政治団体であること。 (法 201 の 8③①)
(2) 確認申請	政治団体の代表者から市選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 (法 201 の 9③)	(法 201 の 8③②)
(3) 政談演説会	市内において 2 回開催できる。 (法 201 の 9① I)	所属候補者の数の 4 倍に相当する回数開催できる。 (法 201 の 8③① I)
(4) 街頭政談演説	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 (法 201 の 9① II)	(法 201 の 8③① II)
(5) 政治活動用自動車 (政策の普及宣伝 (機関紙誌、書籍、 パンフレットの普及 宣伝を含む)、演説 の告知用)	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台使用できる。 市選挙管理委員会の定める表示をしなければならない。(法 201 の 11③) (法 201 の 9① III)	(法 201 の 8③① III)
(6) 政治活動用ポスター	85cm×60cm 以内の大きさのものを、 1,000 枚以内掲示できる。 (法 201 の 9① IV)	85cm×60cm 以内の大きさのものを、 100 枚以内掲示できる。 (法 201 の 8③① IV)
(7) 立札・看板の類の 掲示(規格制限なし)	①ア 政談演説会告知用として、1 政談演説会ごとに通じて 5 枚以内掲示できる。 (市選挙管理委員会の定める表示をしなければならない。) イ 政談演説会の会場内で使用するもの。 ② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの。(枚数制限なし)(201 の 11⑧) (法 201 の 9① V)	(法 201 の 8③① V)
(8) ビラの頒布	市選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 (201 の 9① VI)	(法 201 の 8③① VI)
(9) 拡声機の使用 (政策の普及宣伝 〔機関紙誌、書籍 及びパンフレットの普及 宣伝を含む〕、演説 の告知用)	政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む)の場所及び政治活動用自動車の 車上における使用のみ可 (法 201 の 9① III の 2)	(法 201 の 8③① III の 2)
(10) 機関新聞紙、機関 雑誌の発行	確認団体の本部において直接発行し、通常の方法で頒布するもので、市選挙管理委 員会に届け出たもの各 1 に限られ、かつ、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行 するものを除いたもの(通常の方法について、読み替え規定あり。)(法 201 の 15①)	
(11) 連呼行為	政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所並びに午前 8 時から午後 8 時までの間 に限り政治活動用自動車の上においてできる。 (法 201 の 13① I)	
(12) 掲示又は頒布す る文書図画の特定 候補者の氏名等 記載の禁止	新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを 除き、特定の候補者の氏名及びその氏名類推事項の記載は禁止される。 (法 201 の 13① II)	
(13) 国・地方公共団 体が所有し又は管 理する建物にお ける文書図画の 頒布の禁止	・政談演説会の会場においてする場合並びに次のものを除き、禁止。 ア 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物のうち、職員住宅及び公営住 宅 イ 文書図画のうち、新聞及び雑誌 ウ 頒布のうち、郵便等又は新聞折込みの方法による頒布 (法 201 の 13① III)	

項 目	川 崎 市 長 選 挙	川崎市議会議員補欠選挙
4 参考事項		
(1) 投票率	前回(令和3年10月31日) 57.66%	前回市議会議員幸区選挙区補欠選挙 (令和3年10月31日) 57.77%
(2) 立候補者数	前回 3人	前回 2人
(3) 投票速報確定時刻	前回 27時15分	前回 27時15分
(4) 開票速報確定時刻	前回 27時35分	前回 27時35分
(5) 不在者投票施設	病院 55、老人ホーム 157、身体障害者支援施設 4、保護施設 1、 刑事施設・少年院等 0 計 217 (令和7年10月8日現在)	
(6) 直接請求署名収集 禁止期間	令和7年9月19日(市長の任期満了の日前60日に当たる日)から10月26日(選 挙期日)までの間 (地方自治法施行令92⑤)	

(5) 前回（令和3年10月31日執行 第20回川崎市長選挙等）と変わった事項

項 目	今 回 (令和7年10月26日執行)	前 回 (令和3年10月31日執行)	備 考
1 投票区	164 投票区	163 投票区	+1 投票区
2 選挙人名簿登録者数	(令和7年10月11日現在) 川崎区 189,441 幸 区 143,369 中原区 221,635 高津区 195,072 宮前区 194,147 多摩区 187,308 麻生区 148,983 川崎市 1,279,955	(令和3年10月16日現在) 川崎区 189,464 幸 区 140,197 中原区 215,886 高津区 191,827 宮前区 192,546 多摩区 182,284 麻生区 148,736 川崎市 1,260,940	- 23 + 3,172 + 5,749 + 3,245 + 1,601 + 5,024 + 247 +19,015
3 不在者投票施設	217 施設 (令和7年10月8日現在)	192 施設 (令和3年10月26日現在)	+25 施設
4 ポスター掲示場数	川崎区 228 幸 区 152 中原区 221 高津区 188 宮前区 189 多摩区 194 麻生区 153 川崎市 1,325箇所 (令和7年6月2日現在)	川崎区 230 幸 区 153 中原区 213 高津区 188 宮前区 189 多摩区 194 麻生区 153 川崎市 1,320箇所 (令和3年6月1日現在)	- 2 - 1 + 8 ± 0 ± 0 ± 0 ± 0 + 5箇所
5 ポスター掲示場に掲示 するポスターの記載に関 する義務の新設	ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターについて、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければならないこと、他人若しくは他の政党その他の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととされた。	制度なし	
6 ポスター掲示場に掲示 したポスターにおける営 業宣伝に係る罰則の新設	ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の物品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処することとされた。	制度なし	

(6) 諸物品の地色及び印刷色

ア 投票用紙、封筒類

種類 選挙別	投票用紙		不在者投票用外封筒				不在者投票用内封筒				不在者投票証明書用封筒		仮投票用封筒	
	地色	文字の色	一般・郵便		船員		一般・郵便		船員		地色	文字の色	地色	文字の色
			地色	文字の色	地色	文字の色	地色	文字の色	地色	文字の色				
市長選挙	白	黒	白	黒	—	—	銀鼠	黒	—	—	オレンジ	黒	白	黒
市議補選	クリーム	黒	クリーム	黒	—	—	茶	黒	—	—			クリーム	黒

イ 選挙運動・政治活動物品

種類 選挙別	選挙運動													
	標旗		表示板				腕章				ビラ証紙		ポスター証紙	
	地色	文字の色	自動車・船舶		拡声機		運動員章		乗車・乗船章		地模様の色	文字の色	地模様の色	文字の色
市長選挙			白	黒	白	黒	白	黒	白	赤				
市議補選	クリーム	黒	クリーム	黒	クリーム	黒	クリーム	赤	クリーム	黒	あじさい	黒	—	—

種類 選挙別	政治活動					
	ポスター証紙		政談演説会告知用立札看板類表示板		自動車表示板	
	地模様の色	文字の色	地模様の色	文字の色	地模様の色	文字の色
市長選挙	水	黒	水	黒	水	黒
市議補選	桃	黒	桃	黒	桃	黒

ウ 投・開票関係諸用紙

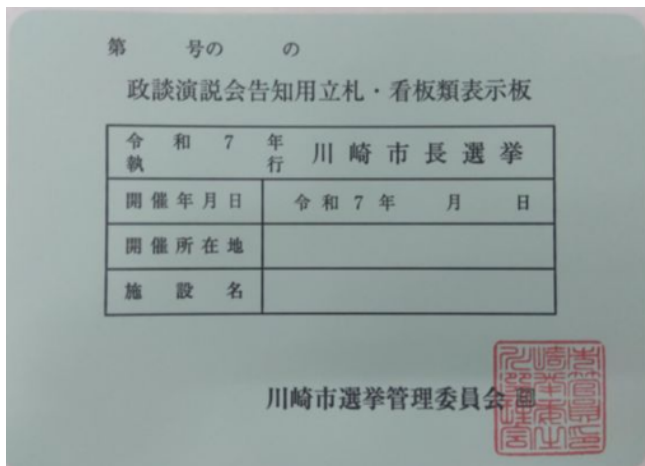
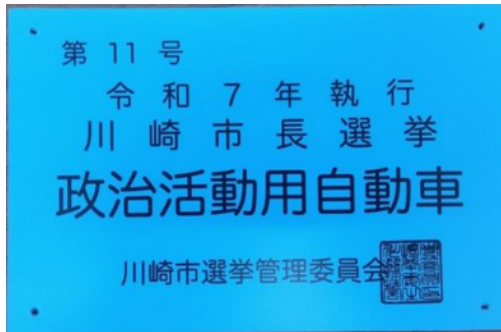
種類 選挙等別	有効投票票せん	有効投票個票	無効投票票せん	あん分投票票せん	仮投票票せん	疑義投票票せん	あん分計算書	投票に関する調べ	得票計算簿	投票録
	市長選挙	地色	灰	灰	灰	灰	灰	データ配布		
	文字の色	黒	黒	黒	黒	黒				
市議補選	地色	青	青	青	青	青				
	文字の色	黒	黒	黒	黒	黒				

種類 選挙等別	開票結果報告書	開票録	開票立会人のあなたへ	不在者投票に関する調書	仮投票等調(投票録内)
	市長選挙	地色	データ配布		
	文字の色				
市議補選	地色				
	文字の色				

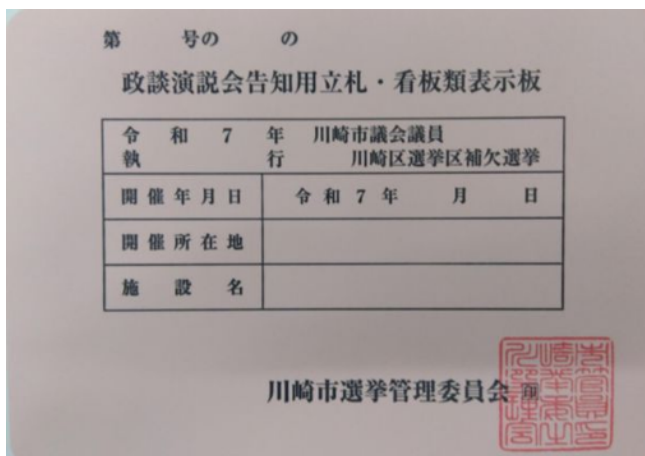
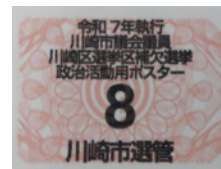
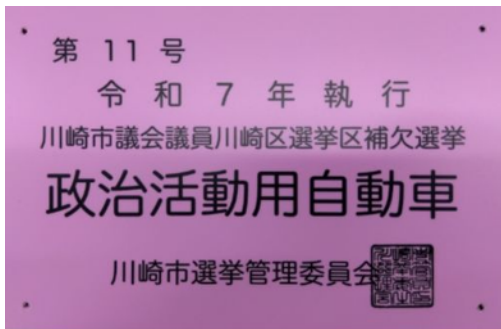
* 市独自様式を使用

政治活動用自動車表示板等の政治活動用物件

1 川崎市長選挙

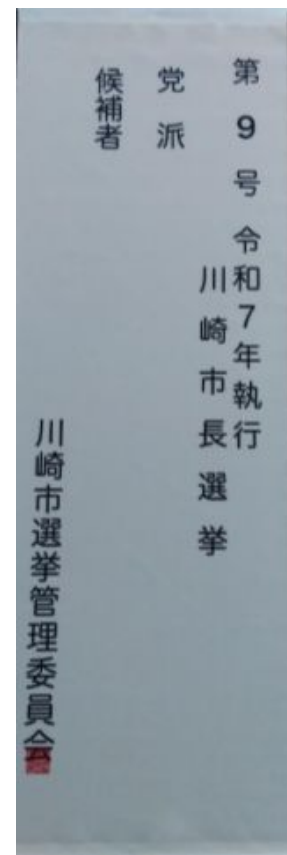
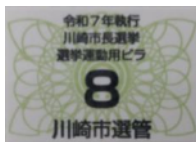
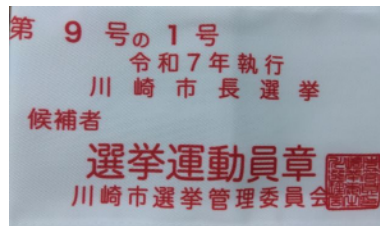
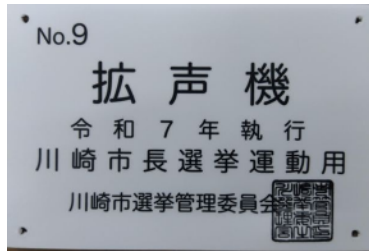
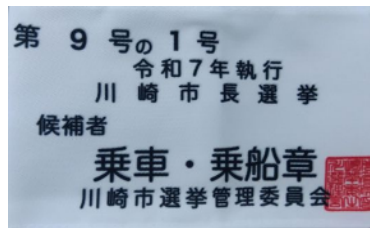
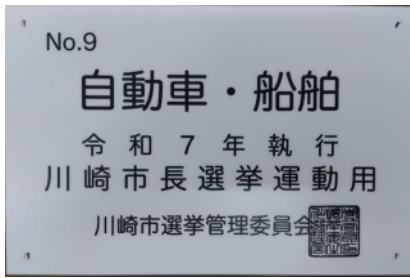


2 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

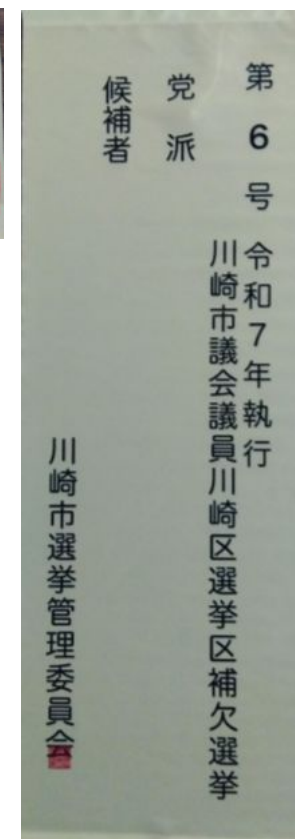
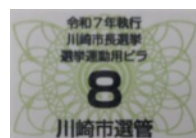
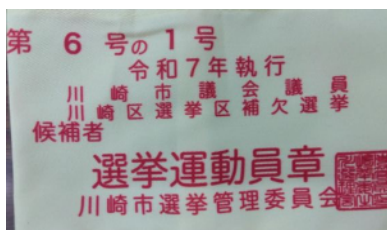
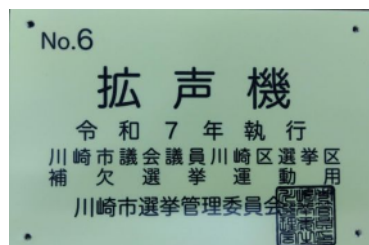
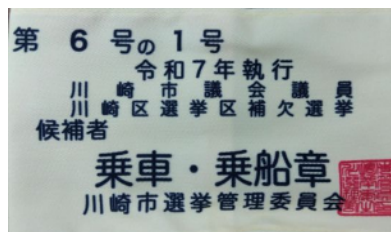
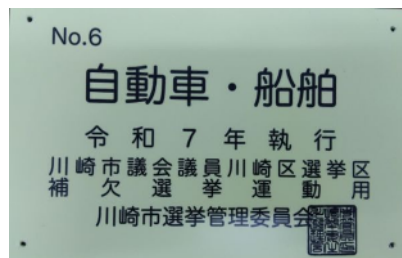


選挙運動員章等の選挙運動用物件

1 川崎市長選挙

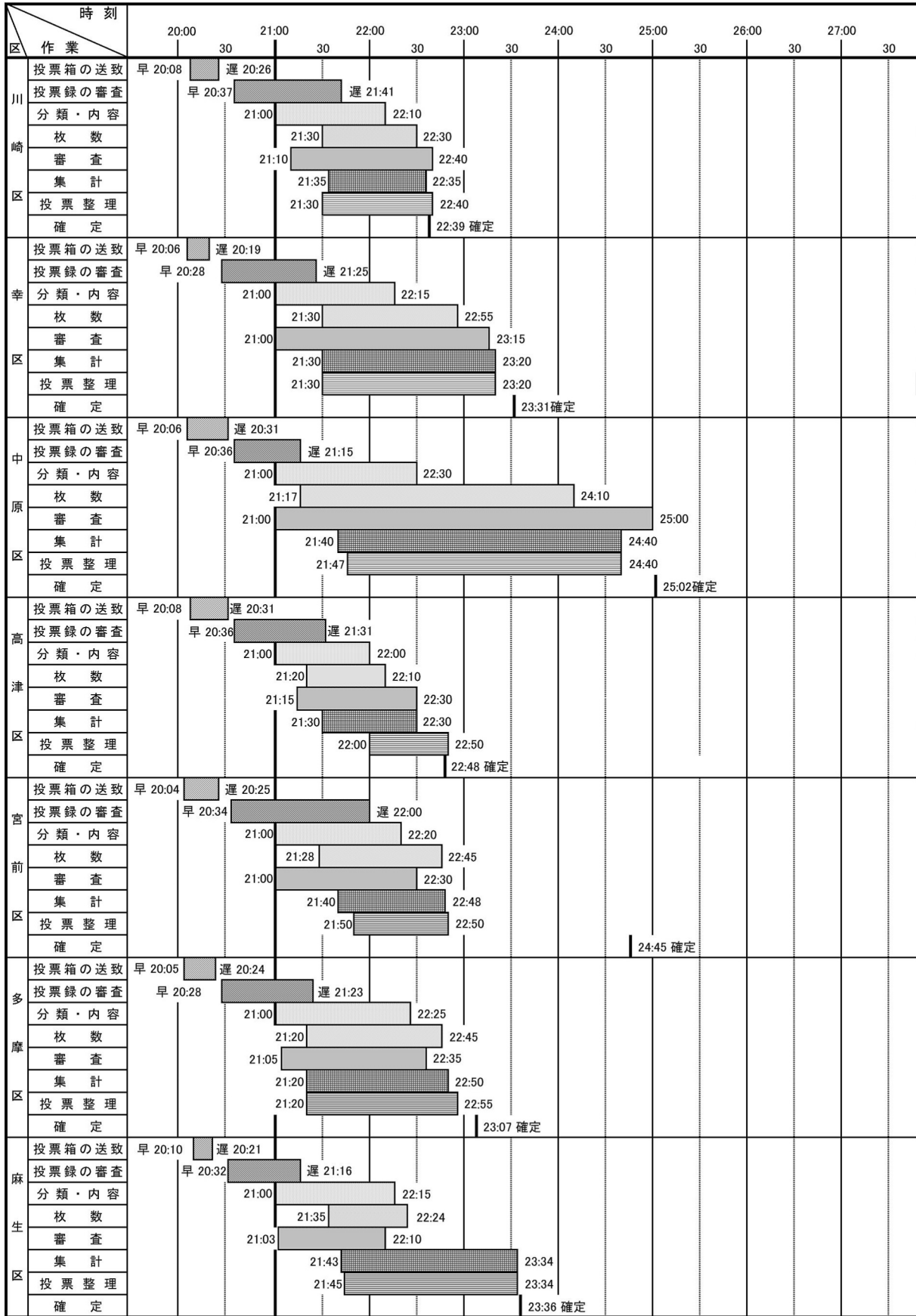


2 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙



(7) 区別開票事務の所要時間

ア 川崎市長選挙



イ 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

時刻		20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	25:00	26:00	27:00
区	作業	30	30	30	30	30	30	30	30
川 崎 区	投票箱の送致	早 20:08	遅 20:26						
	投票録の審査	早 20:37		遅 21:41					
	分類・内容		21:00	22:10					
	枚数		21:35	22:40					
	審査		21:10	23:00					
	集計		21:40	22:40					
	投票整理		21:40	22:40					
	確定			22:39 確定					